

日進市地域包括支援センターの運営について

1 概要

（1）目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するもの。

（2）設置主体

日進市

（3）設置時期及び形態

時期：平成18年4月1日

形態：業務委託

名 称	受託法人
中部地域包括支援センター	（社福）日進市社会福祉協議会
東部地域包括支援センター	（医）愛泉会
西部地域包括支援センター	（社福）日進福祉会

（4）担当圏域（日常生活圏域）

高齢者を見守る日常生活圏域を中学校区と定め、市内を西部・中部・東部の3つに区分する日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを配置。

	担当地域
中部	蟹甲町・折戸町・本郷町・岩崎町・岩藤町・南ヶ丘・東山・栄（一・二丁目）・藤塚・竹の山
東部	藤枝町・米野木町・三本木町・藤島町・北新町・五色園・栄（三～五丁目）・米野木台
西部	赤池町・浅田町・梅森町・野方町・梅森台・香久山・赤池・岩崎台・赤池南・浅田平子

(5) 各圏域の状況(令和3年1月末日時点)

(単位 人・%)

※ () 内は前年同月

		日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
総人口		92,468 (91,538)	33,523 (33,193)	22,600 (22,522)	36,345 (35,823)
高齢者人口		18,567 (18,298)	7,351 (7,337)	5,009 (4,944)	6,207 (6,017)
(前期高齢者人口)		8,870 (8,880)	3,342 (3,425)	2,392 (2,403)	3,136 (3,052)
(後期高齢者人口)		9,697 (9,418)	4,009 (3,912)	2,617 (2,541)	3,071 (2,965)
高齢化率		20.1 (20.0)	21.9 (22.1)	22.2 (22.0)	17.1 (16.8)
介護認定者等数		3,108 (3,002)	1,274 (1,235)	801 (757)	928 (901)
要支援	事業対象者	88 (112)	36 (45)	23 (32)	29 (35)
	要支援1	462 (435)	201 (193)	111 (101)	140 (130)
	要支援2	559 (518)	227 (215)	135 (130)	185 (165)
要介護	要介護1	582 (535)	246 (219)	154 (142)	163 (157)
	要介護2	438 (432)	185 (191)	121 (116)	124 (116)
	要介護3	334 (316)	129 (121)	101 (83)	85 (92)
	要介護4	384 (377)	150 (146)	86 (78)	123 (129)
	要介護5	261 (277)	100 (105)	70 (75)	79 (77)

(市全体の要支援・要介護の人数には住所地特例も含む。)

2 職員配置について

(1) 職員配置に係る国の基準

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)

【人員】

- 原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置く
- 三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者を配置することもできる

【員数】

- 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)それぞれ各1人

(2) 日進市における職員配置に係る基準等

【人員】

- センター業務を実施するために、常勤かつ専従の職員を以下の職種毎に1名以上配置
 - ①保健師又は地域ケアマネジメントや地域保健業務等の経験がある看護師
 - ②社会福祉士
 - ③主任介護支援専門員

【員数※】 ※委託料積算上の基準

- 国の基準に基づく配置：3名
- 高齢者人口3,500人以上の場合に、500人ごとに0.2名を加配

(3) 職員配置の状況(令和2年4月末日時点)

()内は常勤換算した場合の人数

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
保健師・看護師	6(5.8)名	2(1.8)名	2(2)名	2(2)名
社会福祉士	3(3)名	1(1)名	1(1)名	1(1)名
主任ケアマネージャー	3(3)名	1(1)名	1(1)名	1(1)名
ケアマネージャー	8(5.2)名	5(3.1)名	1(1)名	2(1.1)名
その他の有資格者	1(1)名	1(1)名	—	—

3 包括的支援事業実施方針について

(1) 実施方針の位置づけ

介護保険法第 115 条の 47 の規定に基づき、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とするもの。

○介護保険法

第 115 条の 47 市町村は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

○介護保険法施行規則

第 140 条の 67 の 2 市町村は、包括的支援事業の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 1 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 第一号介護予防支援事業の実施方針
- 5 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針
- 6 法第 150 条の 48 第 1 項に規定する会議の運営方針
- 7 当該市町村との連携方針
- 8 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

(2) 日進市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）

包括的支援事業を委託するにあたり、第 8 期にっしん高齢者ゆめプランの計画期間（令和 3 年度から令和 5 年度まで）における実施方針（案）については、資料 4 のとおり。

【今回改定の主なポイント】

- 「地域包括支援センターの設置運営について」や地域包括支援センター運営マニュアル 2 訂等を参考に、包括的支援事業の内容を充実
- 平成 26 年介護保険法改正に盛り込まれた包括的支援事業（社会保障充実分）との連携について追記

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援者等が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うこと。
(指定居宅介護支援事業者への委託可)

(2) 地域包括支援センターにおける実施状況 (令和2年10月作成分)

上段：件数 下段：割合

	介護予防支援			介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)		
	自己作成	委託	合計	自己作成	委託	合計
中部	133 (83.6)	26 (16.3)	159	109 (93.2)	8 (6.8)	117
東部	45 (44.1)	57 (55.9)	102	52 (77.6)	15 (22.4)	67
西部	88 (59.9)	59 (40.1)	147	64 (69.6)	28 (30.4)	92
市全体	266 (65.2)	142 (34.8)	408	225 (92.4)	51 (18.5)	276

(3) 令和3年度介護報酬改定 (介護予防支援の充実) について

○地域包括支援センター (委託) における1週間の業務時間割合のうち「指定介護予防支援、第1号介護予防支援」の割合は30.4%。

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への、予防ケアプランの委託割合は、平成28年度で47.7%。(参考資料1)

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)において、「外部委託を行いやすい環境の整備を進めることが重要である。介護報酬上の対応についても検討が必要である。」とされたところ。(参考資料2)

○令和3年度介護報酬改定において、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設。(参考資料3)